



Title	近世初期の宮廷における書画制作の諸相：近衛信尹の書作を中心に
Author(s)	浜野，真由美
Citation	大阪大学，2021，博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/81969
rights	
Note	やむを得ない事由があると学位審査研究科が承認したため、全文に代えてその内容の要約を公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

論文内容の要旨

氏 名 (浜 野 真 由 美)

論文題名

近世初期の宮廷における書画制作の諸相
—近衛信尹の書作を中心に—

論文内容の要旨

本稿は、文禄・慶長期の宮廷における書画制作、とりわけ当該期の代表的な宮廷文化人であった近衛信尹の書作に着目し、検討を行うものである。

第一章では、大字仮名の嚆矢として名高い近衛信尹筆「檜原いろは歌屏風」（紙本墨画墨書、六曲一双、京都・永観堂禅林寺蔵）について、当該屏風を構成する「檜原図屏風」「いろは歌屏風」の現状を確認し、近衛信尹の筆蹟としての真偽を検討した上で、従来個別の作と見做されてきた両隻に新たな関係性をもたらすことを目標とした。その結果、「檜原図屏風」が周到な準備のもとに制作された作であるのに対し、「いろは歌屏風」は即興的に制作された作であり、さらに「檜原図屏風」の書は近衛信尹の真筆である一方、「いろは歌屏風」の前半三隻は後補で、その三隻に揮毫された書は偽筆の可能性が高いと判断するに至った。これまで不確定であった書の真偽に、実査に基づく多角的な見地から判断を下したことは、本論における一つの成果と考える。また、『本山禅林寺年譜録』元和九年の項に関係記事を見出したことにより、禅林寺への伝来は近衛信尹と懇意であった同寺第三七世果空俊武の在世時であったこと、さらに当初から「伊呂波屏風一双」としてセットで伝来していたことも明らかとなった。それぞれの主題も「無常観」というテーマで連関することから、先行する「檜原図屏風」から連想して「いろは歌屏風」を即興的に制作し、合わせて一双屏風としたと想定することで、両隻の関係に新たな可能性を示唆した。なお、当該屏風に関連して長らく詳細不明であった「香久山屏風」「泊瀬山屏風」（和歌山・宝亀院蔵）を実見・調査する機会を得た。このうち「泊瀬山屏風」には「檜原図屏風」に同じ禅性法師の一首が大書されていることから、「泊瀬山屏風」と対をなす「香久山屏風」には「檜原図屏風」の本来の右隻を探る手掛かりとなることが期待される。

第二章では、曾我直庵筆「架鷹図屏風」（紙本着色、押絵貼六曲一双、奈良県立美術館蔵）の和歌賛に着目することで、徳川政権による公家統制政策の最中、宮廷から島津家に贈られた架鷹図屏風であることを論証した。まず、各図に著賛された和歌賛の典拠を明らかにし、和歌賛の歌意と画鷹がそれぞれ密接に結び付くことを指摘した。次に、他の遺例との字例比較によって、和歌賛の筆者が近衛信尹・最胤入道親王・良恕入道親王・興意法親王・八条宮智仁親王・尊純法親王の六名であることを実証し、その六名の動向から、幕府と朝廷との間に軋轢が生じた慶長十三年から同十九年の間に制作された屏風であることを導き出した。また、斡旋者は公家の放鷹文化に通暁したかなり高位の人物であり、その斡旋者が直庵の作画に深く関与していた可能性があるかと推測し、その上で、画鷹における鷹繋ぎの作法が近衛家の家人であった下毛野氏の鷹術に基づくこと、類似する構成の近衛信尹筆「鷹画賛」が陽明文庫に伝わることなどを根拠に、近衛信尹が斡旋者であると判断した。したがって、当該屏風については近衛信尹の斡旋で宮廷貴族らが和歌賛を寄合書した贈答用の屏風であったとも見做し得る。だがその一方で、公家統制政策の最中、後陽成天皇の親族が関与した架鷹図屏風が外様大名の島津家に贈答品として渡っていたことは、近世史の上から見ても興味深い。よって、本論では宮廷における書画制作が時勢と不可分な関係にあったことを示唆する事例と捉え、その可能性を述べた。

第三章は、京都・相国寺第九二世西笑承兌の自筆文案から得られた知見をもとに、「調度手本」（彩箋墨書、卷子五軸、東京国立博物館蔵）の成立事情について考察した。当該作は、後陽成天皇や近衛信尹の筆蹟であることが推定されながらも、不安定な位置付けに終始していた作である。しかしながら、稿者が相国寺に伝存する西笑の自筆文案中に当該作に関わる文書十一件を見出したことにより、加賀大聖寺城主山口宗永が慶長三年に発注し、後陽成天皇・近衛信尹・照高院道澄・八条宮智仁親王の四名が染筆した作であることが判明した。同文案の記述から、制作を統括していたのは斡旋者の西笑承兌であったことが推察される一方、後陽成天皇への取り次ぎ役は近衛信尹が果たし、手本の回収や装訂の手配は連歌師是斎が担うなど、制作は事実上の分業体制で進められていたことも明らかになった。また、現状では目録に記載される十三の手本のうち「庭訓」「式目」「論語」「三略」「小謡之本」が欠失するが、同文案における関係者の遣り取りから、その染筆者の一人が西笑であった可能性も浮上した。なお、制

作が開始された慶長三年は、豊臣秀吉の薨去とそれに伴う徳川家康の台頭、そこに後陽成天皇の譲位問題が絡み、権力中枢が揺動した時期でもある。それゆえ、その制作過程には宸翰の代替案の提示や家康の介入といった紆余曲折も見て取れた。完成に至るまでのこうした経緯は、当該期における皇室権威の後退をも浮き彫りにしたといえよう。

第三章に引き続き、東京国立博物館所蔵の「調度手本」を取り上げた第四章では、第三章の成果を踏まえ、当該作が武家階級の往来物（初等用教科書）であることを論証した。前章において、豊臣政権下の新興大名山口宗永が子息のために発注した作であることが実証され、宮廷貴族の手習い手本であるとする従来の認識との間に齟齬をきたすこととなった。そこで、近衛信尹筆「総目録」の記述をもとに全体構成を検証したところ、後陽成天皇宸翰「三社託宣」を初巻とし、八条宮智仁親王筆「今川了俊教訓」を末巻とする、最大で十軸を要する作であったことが判明した。また、現在欠失する手本の「庭訓」「式目」「論語」「三略」「小謡之本」は、それぞれ江戸時代に往来物として普及する『庭訓往来』『御成敗式目』『論語』『三略』『小謡本』に相当することが推測された。『庭訓往来』は武家や庶民に日常生活上の知識を授受するための初等用教科書であり、『論語』『三略』は近世の武家や庶民の教育で最終段階に位置する漢籍である。したがって、当該作は明らかに武家的教養の授受を目的として構成されており、宮廷貴族の子弟のための手習い手本というよりも、むしろ上層武家の子弟のために総合的に編集された往来物集成と見做すべきであると判断した。一方、染筆者らは意識的に宮廷書法で揮毫しており、書法を伝授する手本としての充実も図られている。したがって、当該作は内容的に見ても山口宗永が子息のために発注した作に相応しく、宗永のような新興大名の要望に宮廷貴族らが応え、手本という形で宮廷文化を提供することで、近世の民衆文化を底上げする一端を担った作であると結論付けた。

論文審査の結果の要旨及び担当者

氏 名 (浜 野 真 由 美)	
	(職) 氏 名
論文審査担当者	主 査 大阪大学 教授 藤岡 穰
	副 査 大阪大学 教授 橋爪 節也
	副 査 大阪大学 准教授 門脇 むつみ
論文審査の結果の要旨	
以下、本文別紙	

論文内容の要旨及び論文審査の結果の要旨

論文題目： 近世初期の宮廷における書画制作の諸相 ―近衛信尹の書作を中心に―

学位申請者 浜野 真由美

論文審査担当者

主査	大阪大学教授	藤岡 穰
副査	大阪大学教授	橋爪 節也
副査	大阪大学准教授	門脇 むつみ

【論文内容の要旨】

本論文は、文禄・慶長期の代表的な宮廷文化人近衛信尹が関わった書画を対象とし、ことに書作に焦点をあてて考察を行ったもので、全4章から構成される。

第1章では、大字仮名の嚆矢として名高い「檜原いろは歌屏風」(京都・永観堂禅林寺蔵)を取りあげる。まず、実査に基づき両隻の紙継ぎや料紙、筆墨の現状を分析し、「檜原図屏風」については近衛信尹と長谷川等伯による慶長4-6(1599-1602)年頃のコラボレーションと認める。一方、「いろは歌屏風」は第1～3扇が後世の写しであることを看破し、「檜原図屏風」にあわせ章法を工夫しながらも、墨垂れが目立つなど即興的であり、やや遅れての制作である可能性を指摘する。また、『本山禅林寺年譜録』の記事から禅林寺第37世果空上人在世時(1586-1623)に成立し、もとより禅林寺に一具として伝来したことを証した。そして、両隻がともに無常観を主題とするとの解釈を提示し、関連作として信尹の筆蹟を伝える「香久山屏風」「泊瀬山屏風」(和歌山・宝亀院蔵)の存在をしめした。

第2章では、曾我直庵筆「架鷹図屏風」(奈良県立美術館蔵)について、和歌賛から徳川政権が公家統制政策を進める中、宮廷から島津家への贈答品であったことを論証する。和歌賛が藤原定家『鷹三百首』と九条良経『後京極殿鷹三百首』を典拠とすること、架鷹の描写が和歌賛の歌意を意識したものであることを指摘したうえで、筆者を近衛信尹・最胤入道親王・良恕入道親王・興意法親王・八条宮智仁親王・尊純法親王の6名と比定し、各々の動静から慶長13-19年(1608-1615)の制作であることを導き出す。また、近衛信尹筆「鷹画賛」(陽明文庫蔵)が本図の構成に類似することや直庵と信尹との交流などから信尹こそが斡旋者であったとし、さらには慶長16年4月22日付信尹書状(『島津家文書』)にみえる屏風に関する記事が当該屏風に相当する可能性を指摘する。

第3章、第4章はともに「調度手本」(東京国立博物館蔵)を主題とする。第3章では、現状5巻の概要を述べたうえで、『西笑承兌文案』(京都・相国寺蔵)に見いだした関連史料により、戦国武将山口宗永が慶長3年に発注し、後陽成天皇・近衛信尹・照高院道澄・八条宮智仁親王の4名が染筆したこと、西笑を斡旋者としながら後陽成天皇への取り次ぎは信尹が果たしたこと、後陽成天皇の譲位問題にからみ宸翰の代替案が模索され、徳川家康がそれに介入するといった紆余曲折があったことなど制作の経緯を明らかにした。次に、第4章では、信尹筆「総目録」により全体構成を復元し、各巻の内容を検証することによって、宮廷貴族の手習い手本とする従来の認識を改め、豪華な料紙装飾が施され、後陽成天皇周辺での制作ながらも、武家階級の往来物であることを論証した。

【論文審査の結果の要旨】

本論文は、安土桃山時代から江戸時代初期にかけて活躍し、「寛永の三筆」として名を馳せた近衛信尹に注目し、彼の関わった書画作品、京都・永観堂禅林寺所蔵「檜原いろは歌屏風」一双、奈良県立美術館所蔵「架鷹図屏風」一双、東京国立博物館所蔵「調度手本」5巻をとりあげ、特にその書作を中心に考察したものである。本文は約10万字、図版、資料編もあわせるとA4判で200頁余りとなる。

「檜原いろは歌屏風」は初瀬山と檜原を描き、三輪の檜原を詠む禅性法師の和歌を大書した「檜原図屏風」、いろは歌を大書し、檜原図を添える「いろは歌屏風」からなり、書道史研究のなかで信尹による大字仮名の先駆的作例として注目されてきた。また、「檜原図屏風」については絵画史研究において長谷川等伯筆とする見解が提示されてきた。それに対して本論文では、改めて両隻の書、そして『本山禅林寺年譜録』の記事に注目し、この一双屏風は禅林寺第37世果空上人在世時（1586-1623）に成立し、もとより禅林寺に伝来したこと、「いろは歌屏風」の第1～3扇は後世の写しとみられること、「檜原図屏風」は信尹と等伯による書画合作と言えるのに対して、「いろは歌屏風」の書作には即興性が認められ、両隻には性格の違いがあるとの新知見を提示した。また、信尹の書風変遷に照らし、「檜原図屏風」は慶長4-6（1599-1602）年頃の制作ながら、「いろは歌屏風」はそれより少し遅れ、「檜原図屏風」と対をなすべく制作されたとする見解、三輪の檜原は柿本人麻呂を想起させ、いろは歌とともに無常観を主題とするとの解釈は、いずれも蓋然性のある論と評価できる。ただし、そこからさらに信尹の筆蹟を伝えるという和歌山・宝亀院蔵「香久山屏風」「泊瀬山屏風」を拠り所として、「檜原図屏風」に元来は香具山の春夏景を表す右隻があったと想定する点については、右隻が成立後すぐに失われた事情、『年譜録』の「伊呂波屏風一双成」との記事の解釈も含め、より慎重な態度が求められるかも知れない。

「架鷹図屏風」は曾我直庵筆の架鷹図と鷹を詠む和歌賛からなる島津家旧蔵の押絵貼屏風である。従来の架鷹図に注目した研究に対して、本論文では和歌賛に注目し、その典拠を明示するとともに、和歌賛の筆者を花押と筆蹟から同定し、信尹を含む後陽成天皇の近親者6名による寄合書であったことを明らかにした点、陽明文庫に伝わる信尹筆「鷹画賛」との共通性、島津家と信尹との親密な関係などから本屏風が島津家の発注に基づき、信尹の斡旋により成立したことを指摘した点は説得力に富む。ただし、黒鷹と白鷹の配置、賛者の並びなどから配置復元案をしめす手続きはやや性急で、本図の鷹繋ぎの作法が近衛家家人であった下毛野氏の鷹術に基づくとして信尹との関係性を主張する点にはいささか論理の飛躍があり、より丁寧な論述が望まれる。

「調度手本」については、総目録・解題巻に山口宗永の二子に与える書物とあるにもかかわらず、豪華な料紙や装幀、染筆者の貴種性から貴族階級のために調えられたとの認識が一般的であった。しかしながら本論文では、宗永を豊臣秀吉直臣の武家と見極めたうえ、相国寺西笑承兌の自筆文案ならびにその裏書文書に本作品の制作に関わる文書を見いだし、宗永の求めに応じて西笑が制作の斡旋を行う様子、後陽成天皇の譲位問題にからみ染筆の依頼に紆余曲折があった様子などを読み解き、当時の書画制作の実情を如実にしめすことに成功した。また、本書の内容を精査することにより、本書が紛れもなく武家の手習い手本に相応しいことを論証した点も高く評価できる。加えて、意識的に宮廷書法が選択されていることから、書法自体が宮廷文化の表象と捉えられていたとする推察、それを宗永のような新興大名が享受し得たことが近世の庶民文化の底上げにつながったとの見識は、今後の近世文化研究に裨益するところが大い。

本論文は、作品の実査に基づいて書画や装幀の全体を正當に評価することに努め、関連の史料を博搜し、各作品の成立と受容の問題を実証的に研究したものと評価できる。時に論述に飛躍や矛盾をはらみ、性急に結論を導く嫌いはあるものの、本論文の価値を大きく損なうものではない。よって、本論文を博士（文学）の学位にふさわしいものと認定する。